

経済産業大臣

武 藤 容 浩 様

柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の徹底及び
実効性のある原子力防災対策の構築等に関する要望

令和 7 年 8 月 27 日

自由民主党新潟県支部連合会

幹 事 長 岩 村 良 一

総 務 会 長 中 村 康 司

政務調査会長 高 橋 直 揮

I 国が前面に立った取組

1 県民理解への取組

国として柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を進めていくのであれば、柏崎刈羽原子力発電所の安全性や再稼働の必要性について、国の責任において、引き続き丁寧に説明等を行うこと。

(経済産業省)

(内閣府(原子力防災担当))

2 事業者に対する指導・監督の強化

柏崎刈羽原子力発電所の運転主体への県民の信頼を得るため、エネルギー政策、原子力規制、避難計画など、国の縦割り行政を排除すべく、政府一体となった体制を構築すること。

(経済産業省)

(原子力規制委員会)

(内閣府(原子力防災担当))

II 避難対策の実効性向上等

1 原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備等

- 原子力災害時に柏崎刈羽原子力発電所を中心とし6方向へ放射状にUPZ外まで避難する経路をはじめ、避難の性質上、安全に避難できると考えられる地点までの経路について、関係市町村からの要望も踏まえながら、安全かつ円滑に避難するために必要な道路整備等を地方負担を求めずに確実に実施すること。

(内閣府(原子力防災担当))

(経済産業省)

(財務省)

2 除排雪体制の強化

- 冬季に原子力災害が発生した場合の避難路の除排雪・監視体制について、関係省庁の連携や、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化等、具体的な対策を確立すること
- 除雪車両の増台、必要な個所への消雪パイプなどの消融雪施設、監視カメラの設置等、除排雪・監視体制の強化に必要な対策について、地方負担を求めずに確実に実施すること

(内閣府(原子力防災担当))

(経済産業省)

(国土交通省)

(財務省)

3 放射線防護対策を施した屋内退避施設(シェルター)整備の強化

- ・ 令和6年能登半島地震において家屋の倒壊等により住民が避難や自宅に留まることが困難となるケースが発生したことなどを踏まえ、自宅以外で屋内退避が一定期間継続可能な施設(シェルター)の設置
- ・ 原子力災害対策重点区域内全域で一般住民も含め屋内退避する施設が整備できるよう対象範囲を拡大すること。
- ・ 屋内退避を一定期間継続できるよう、空調対策や耐震化等の整備も補助対象にするとともに、維持管理についても責任を持って対応すること。

(内閣府(原子力防災担当))

(財務省)

4 放射線モニタリング体制の維持強化

- ・ 県が実施している放射線モニタリングに必要な資機材の整備及び維持管理に要する経費について、陸域面積が広く人口が多い等、本県の実態に即して確実に財政措置等を行うこと。
- ・ 県内に航空機モニタリング機器を常備するなど、国としても本県のモニタリング体制を強化すること。

(原子力規制委員会)

(財務省)

5 原子力災害対策重点区域への適切な対応等

- ・ 現行の電源三法交付金制度については、福島第一原子力発電所の事故以降、防災対策が必要となる原子力災害対策重点区域が拡大されたにもかかわらず、電源立地地域対策交付金等の交付対象地域の見直しがなされていない。
- ・ 本県は柏崎刈羽原子力発電所が発電する電力の供給を受けていない中で、拡大された地域は防災対策の強化を求められ、地域の負担のみが増している。
- ・ こうした本県の実情を踏まえ、既存の交付対象地域に対する交付水準は維持した上で、拡大された原子力災害対策重点区域を新たに交付対象地域とするなど、整合性・公平性の観点から原子力災害対策重点区域内の全ての地域を対象とした適切な制度に見直すこと。

(経済産業省)

(財務省)

6 再生可能エネルギー等の電力移出による脱炭素への寄与度の適正な評価

- ・ 本県は、県内発電量(年間約383億kWh)のうち約6割を県外へ移出し

ており、CO₂排出係数の低い電力の供給により、今後も国全体の脱炭素化に貢献したい。

- ・ しかし、現状では電力使用に伴うCO₂は消費地カウントが主であるため、本県の脱炭素への寄与が見えにくい。
- ・ 再生可能エネルギー等の電力移出県がインセンティブを受け取る仕組みやインセンティブを踏まえた電力移出の評価モデルを確立すること。

(環境省)

7 首都圏の理解促進及び本県が経済的なメリットを感じられる取組の実施

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所から電力の供給を受ける首都圏の住民及び商工団体等に対し、その意義の理解促進に努めるとともに、本県だけがリスクを背負っているとの県民感情に配慮し、国、事業者、商工団体は、本県が、企業誘致など安価な電気料金に代わる経済的なメリットを感じることができるような取組を実施すること。

(経済産業省)

8 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく制度の見直し

- ・ 原子力発電施設等の周辺地域について、地域の防災に配慮しつつ地域の振興を図るとする法の目的を踏まえ、原発からおおむね30km圏に拡大された原子力災害対策重点区域（UPZ）を含む市町村の全ての区域が対象となるよう、現行の原子力発電施設等立地地域の指定について定める平成13年の内閣府事務次官通達を改正すること。
- ・ 同法の支援対象としている事業は、道路、港湾、漁港、消防用施設、義務教育施設に限定されているが、農地、河川整備事業などにも対象を拡充するとともに、支援内容についても補助率の更なる嵩上げを行うなど、支援の充実・強化を図ること。
- ・ 上記に伴って必要となる予算について、既存の予算に上乗せして確保すること。

(経済産業省)

(内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）

(国土交通省)

(総務省)

(財務省)